

## 韓国における社会保障制度の行き詰まりと新たな試み

金 成 垣

### 1. はじめに

韓国は、1990年代末のアジア通貨危機による大量失業・貧困問題に対応するために、社会保障制度を整備した。その社会保障制度の整備が当時の失業・貧困問題の解決に大きく寄与したことは事実である。しかしながらその後、2000年代前半以降になると、若年層の就業困難、労働市場の不平等、自営業を取り巻く劣悪な事業環境など、不安定就労が深刻化しかつ拡大するなか、IMF危機のさいに整備した社会保障制度がうまく機能できず、その改革が重大な課題として登場している。

以上を背景に本稿では、第1節において、1990年代末のアジア通貨危機にみられた社会保障制度の整備過程を概観したあと、第2節において、2000年代前半以降における不安定就労の深刻化と拡大の実態を確認し、そのなかにおける社会保障制度の行き詰まりの状況を明らかにする。それをふまえて第3節において、その行き詰まりを乗り越えるための制度改革の試みを紹介し、そのもつ政策的かつ理論的意味を検討する。今日、韓国のみならずアジアの多くの国・地域において、不安定就労をはじめとした人々の生活不安が大きな社会問題として登場し、社会保障制度の整備が重要な政策課題として注目されている。本稿では、以上の議論を通じて、社会保障制度をめぐる韓国の状況が、アジア諸国・地域に対して示しうる示唆点を考えたい。

### 2. 韓国における社会保障制度の成立とそれ以降

#### (1) IMF危機と社会保障制度の成立

周知の通り、社会保障制度は、資本主義に必然的に随伴する失業・貧困問題に対応するために生まれたものである。一般的に失業・貧困問題に対応するための社会保障制度といえば、社会保険（とくに失業保険）と公的扶助をあげることができる。前者は、保険料を財源とし貢献（抛出）原則にもとづいて短期失業者を救済し、後者は、税を財源とし必要原則にもとづいて長期失業者や貧困者を救済する制度である。前者を保険制度、後者を扶助制度と呼ぶことができるが、この両制度の役割分担あるいは体系的結合が、社会保障制度の基本的な仕組みといえる。

韓国で、保険制度と扶助制度の体系的結合によって社会保障制度が整備されたのは、1997・8年のアジア通貨危機のときであった。

「IMF危機」と呼ばれたその危機によって、毎日100社以上の企業が倒産する状況が数ヶ月もつづき、生き残った企業でも激しいリストラがすすむなか、これまで経験したことのない大量の失業者や貧困者が発生した。しかし当時、韓国では、それに適切に対応できる社会保障制

度を整備していなかった。保険制度についていえば、1995年に導入された雇用保険は、従業員30人以上の企業のみを対象としていたし、扶助制度に関していえば、1961年からの生活保護は、高齢者や児童、障害者など労働能力のない者のみを対象としていた。つまり、失業者や失業者のほとんどが、雇用保険からもまた生活保護からも救済できない状況におかれていたのである。

このような状況のなかで、従来の制度を大々的に改革しなければならなかった。雇用保険に関しては、それまで従業員30人以上の企業のみを対象としていた制度を改革して、すべての企業をカバーすることとなった。そして、高齢者や子どもなど労働能力のない者のみを対象としていた既存の生活保護を廃止し、新しい制度として、労働能力の有無にかかわらずすべての国民を対象とする国民基礎生活保障を創設した。これにより、短期失業者は保険制度で救済し、長期失業者と貧困者は扶助制度で救済するという社会保障制度の基本的な仕組みがつくられた。これにより危機による大量失業・貧困問題に対応することができるようになった。

さらにいえば、IMF危機における失業・貧困対策と直接的なかわりはなかったが、以上の雇用保険と国民基礎生活保障の改革が展開されるなか、これまで限定的に運営されていた年金や医療など、他の社会保険の改革も急速にすすみ、国民皆保険・皆年金体制が成立したことも忘れてはならない。これにより、失業のみならず、加齢や病気などあらゆる貧困のリスクに対して、まずは各種社会保険制度で対処し、それがうまくいかなかった場合、最後のセーフティネットとして公的扶助が機能するという、社会保障制度の全体的な仕組みが完成されたのである。当時、このような状況に対して「社会保障制度の成立」あるいはその社会保障制度を核心制度とする「福祉国家の成立」がいわれたのは周知の通りである（武川・金淵明編 2005；金成垣 2008ほか）。

## （2）成立後の状況

以上のような社会保障制度の成立が、IMF危機に発生した失業者や貧困者を救い、多くの人々の生活安定に重要な役割を果たしたことは間違いない。2000年代前半になると、「IMF早期卒業」がいわれたように、韓国社会は早いスピードでその危機から抜け出した。

ところが、IMF危機をきっかけとして成立した社会保障制度が、それ以降、2010年代末の現在まで、順調にすすんできているかという、むしろ深刻な機能不全の状態に陥り行き詰っている状況がみられている。その主な要因は何より、2000年代前半以降にみられた不安定就労の深刻化と拡大である。

以下では、その不安定就労の深刻化と拡大の実態を明らかにし、そのなかで韓国における社会保障制度の行き詰まりの状況を明らかにする。そして、その行き詰まりから抜け出すために行われている制度改革の試みを紹介しつつその意味を考えてみたい。

### 3. 不安定就労がもたらす社会保障制度の行き詰まり

#### (1) 不安定就労の深刻化と拡大

最近、韓国ではILOの勧告にしたがって「雇用補助指標」を作成した。これまでは、主に失業者と非正規職の労働者の数と割合で不安定就労の状況を計算することが多かったが、この指標により、それ以外の不安定就労——非労働力人口のなかにおける潜在的労働力人口、追加就業希望者、従業員のない零細自営業、無給家族従事者など——の実態が明らかになった。2017年8月のデータで計算すると、全体の就業者（2,954万人）のうち、半数を超える51.27%（1,514万人）の人々がその不安定就業の状況におかれている。

紙幅の制限上、彼（女）らが具体的にいかなる不安定な状況におかれているかについての詳細な分析は省くが、以下、いくつか代表的なデータを使って韓国における不安定就労の状況を簡単に紹介したい。

第1に、若年層の就業困難である。図表1にみられるように、韓国における若年層（15～29歳）の就業率は非常に低く（2015年41.5%）、OECD諸国のなかで最低のレベルである（同年、OECD平均51.4%、日本55.2%）。

図表1 若年層の就業率（2015年）

（単位：％）

	韓国	OECD平均	日本
15～29歳	41.5	51.4	55.2
15～19歳	7.9	22.8	15.6
20～24歳	46.1	56.5	64.8
25～29歳	69.0	72.7	82.3
30～39歳	74.3	76.9	80.8

・資料：OECD Statistics (<http://stats.oecd.org/>) から作成。

低い就業率については、高い大学進学率（70～80%）から説明されることが多い。しかしそれより、20代の多くが、よりよい就職のために、卒業してからあるいは卒業を延長して、その準備に取り組んでいることが最大の要因となっている。それらの人々は「就業準備生」と呼ばれるが、2015年現在、その規模は64.3万人にも上り、統計上の失業者数（同年39.7万人、失業率9.2%）と合わせると、実際の失業者数は100万人をはるかに超える状況である。そのため、若年層の「体感失業率」は30%を上回るという調査結果も出ている。

第2に、労働市場における深刻な不平等問題である。それを明確に示しているのが、図表2の大企業と中小企業そして正規職と非正規職の労働者の間にみられる深刻な賃金格差である。

図表2 企業規模別・雇用形態別の賃金とその格差

(単位：千ウォン，%)

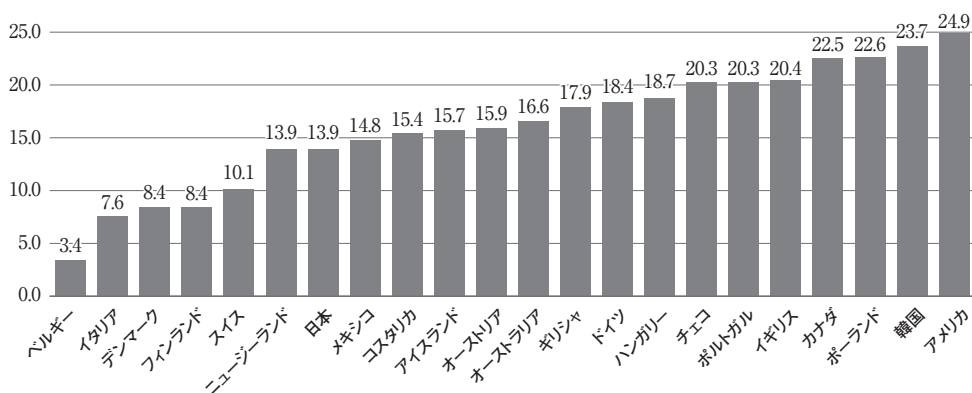
企業規模	雇用形態	2006年		2015年	
		賃金	格差	賃金	格差
全体	全体	2,069	55.4	2,740	50.2
	正規職労働者	2,330	62.4	3,194	58.6
	非正規職労働者	1,089	29.2	1,372	25.2
大企業	全体	3,520	94.2	4,939	90.6
	正規職労働者	3,735	100.0	5,453	100.0
	非正規職労働者	1,497	40.1	2,143	39.3
中小企業	全体	1,818	48.7	2,407	44.1
	正規職労働者	2,044	54.7	2,802	51.4
	非正規職労働者	1,059	28.4	1,304	23.9

・資料：雇用労働部「雇用労働統計」(<http://laborstat.molab.go.kr/>) から作成。

2015年現在、大企業の労働者（月494万ウォン）と中小企業の労働者（月241万ウォン）の間でも、正規職（月319万ウォン）と非正規職（月137万ウォン）の間でも2倍以上の賃金格差がみられている。もっとも安定した雇用状況といえる大企業の正規職労働者（月545万ウォン）と、もっとも不安定な雇用状況といえる中小企業の非正規労働者（月130万ウォン）を比べると、その賃金格差は4倍を超えるのが現状である。その格差はますます広がっており、そのような状況のなかで韓国は、図表3と図表4で確認できるように、OECD諸国のうち、アメリカに次ぐ、低賃金労働者が多く、賃金不平等が非常に深刻な国となっている。

図表3 OECD主要国における低賃金労働者の割合（2014年）

(単位：%)

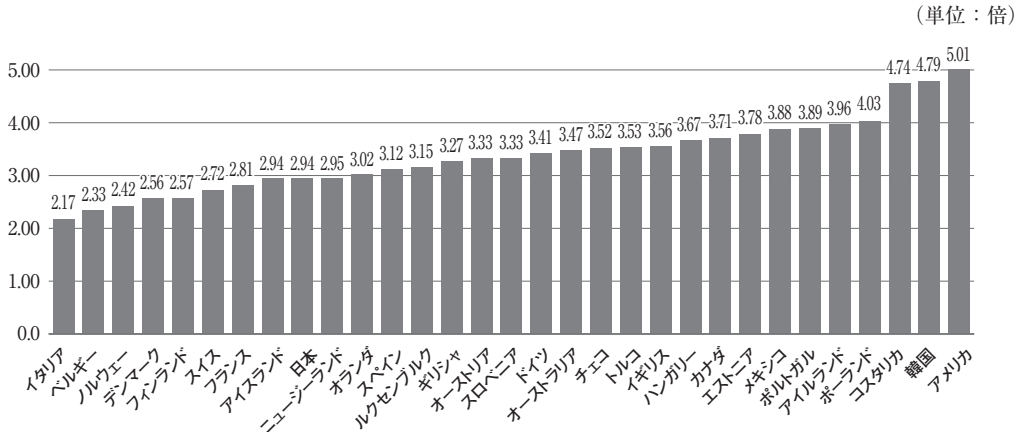


・資料：OECD Statistics (<http://stats.oecd.org/>) から作成。

第3に、自営業の劣悪な事業環境である。労働市場の不安定さは賃金格差だけでなく、退職の早さ（50歳前後）としてもあらわれており（チ・ウンジョンほか 2015）、その早期退職後の選択として多くみられる自営業も非常に劣悪な事業環境におかれている。

図表5にみられるように、韓国の自営業者は全体就業者の3割近くを占め、OECD諸国で

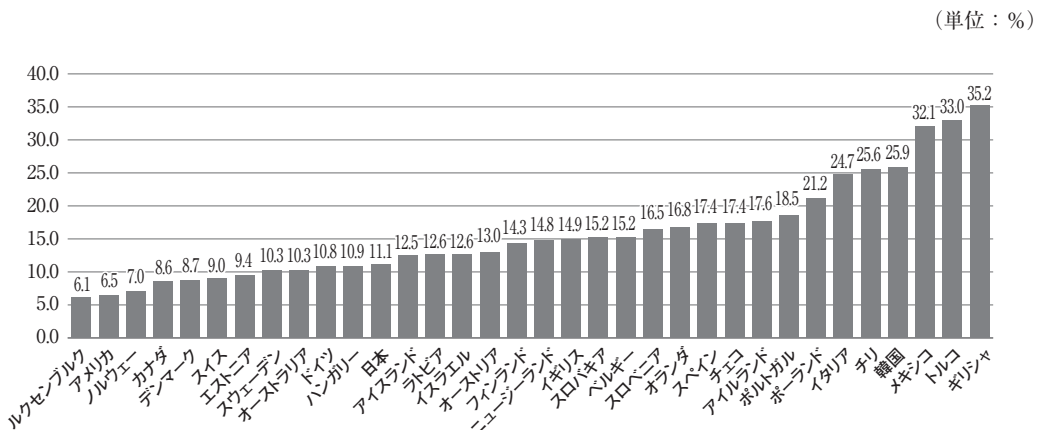
図表4 OECD 主要国における賃金不平等：上位10分位と下位10分位の賃金比（2014年）



・資料：OECD Statistics (<http://stats.oecd.org/>) から作成。

みると、ギリシャやトルコなどとともにその割合がもっとも多いグループに属している。ギリシャやトルコの主要産業が観光業であることからすると、韓国における自営業の多さは「過剰状態」といわれている（イ・ビョンヒほか 2016）。その「過剰状態」が「過当競争」をもたらし、数多くの自営業が赤字や借金で苦しんだり、廃業に追い込まれたりしているのが大きな社会問題となっている。2010年を前後に、ベビーブーム世代（1955年～63年生まれ）の退職により、自営業者が増えているが、最近の調査によれば（ナム・ユンヒョン 2016）、毎日平均3,000の自営業が創業するなか、毎日2,000の自営業が売上の低下を理由に廃業している。

図表5 OECD 諸国における自営業の割合（2015年）



・資料：OECD Statistics (<http://stats.oecd.org/>) から作成。

## (2) 社会保障制度の行き詰まり

冒頭で述べたように、そもそも社会保障制度は、失業や貧困問題に対して、まずは保険制度で対応し、それがうまくいかなかった場合に、扶助制度で対応するという、その両制度の体系的結合によって全体的な仕組みが構成される。韓国の場合、1990年代末のIMF危機をきっか

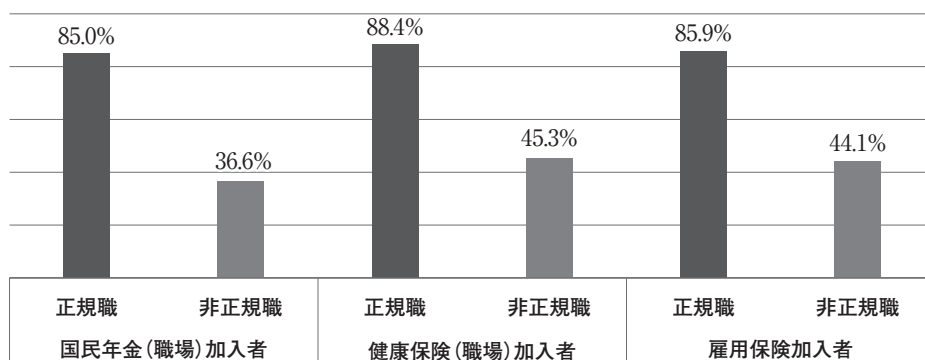
けにその両制度の結合からなる社会保障制度が成立した。問題は、以上のような不安定就労の深刻化と拡大のなかで、社会保障制度が機能不全に陥っていることである。

まず、保険制度に関しては、上記のような不安定就業の深刻化と拡大のなかで、就業困難の若者、非正規や零細中小企業の労働者、中高年の自営業者などの数多くの人々が、安定的な雇用とそれによる持続的な保険料納付を前提とした保険制度から排除されてしまっていることが重大な問題である。

たとえば、若年層の就業難についていえば、韓国における多くの若者が就職して労働市場に進入する時期が遅いという状況が、社会保険の加入対象の縮小や加入期間の短縮につながり、それが制度の機能不全をもたらしている。実際、最近、若年層において社会保険の加入率が低下していることが明らかになった（イ・スンユン／イ・ジョンア／ベク・スンホ 2016）。労働市場の不平等とかかわっていえば、低賃金で勤続年数も短い労働環境におかれている多くの労働者が、社会保険に加入して安定して保険料を納付できるとは思えない。実際、未納や滞納あるいは納付猶予の手続きをする労働者が増え、その期間も長くなっていることが、最近の研究によって明らかになっている（イ・ピョンヒほか 2011；ユ・ギョンジュン 2012；ユン・ジョンヒャン 2013；雇用労働部 2014ほか）。自営業者に関しても同様のことがいえる。すなわち、劣悪な事業環境のなかで社会保険の保険料が大きな負担となり、たとえば、国民年金保険料の場合、半分以上の自営業者が納付猶予を申請しているという調査結果もある（国民年金公団 2015）。

社会保険から排除されている全体の人々の割合を正確に把握できるデータはないが、その状況を垣間見ることができるのが、図表6で示した正規職労働者と非正規職労働者の社会保険の加入率である。非正規職労働者のうち、国民年金の加入率は36.6%、健康保険は45.5%、雇用保険は44.1%と非常に低い。

図表6 主要社会保険の加入率（2017年）



・資料：大統領直属政策企画委員会・関係部署合同（2018）から作成。

このように保険制度から排除されている人々は、最後のセーフティネットとして扶助制度としての国民基礎生活保障に頼ることになるが、それもそう簡単ではない。すなわち、「国民基礎生活保障制度は、扶養義務者基準、所得および財産基準など受給資格に厳しい条件が付いて

いるため、その条件を満たせない人々が排除されてしまっている」(ソ・ジョンヒ／ジョ・グァンジャ 2010:84) からである。さまざまな調査から国民基礎生活保障制度の補足率は2割にも満たないことが明らかになっている(金成垣 2012)。

以上のような状況のなかで、不安定就労に置かれている数多くの人々が、保険制度にも扶助制度にも頼ることができず、その隙間で、生活不安を超えて「生存不安」(ウォン・ヨンヒ 2017)におかれているのが現状である。

## 4. 改革の試みとその含意

### (1) 扶助制度の拡大

社会保障制度がおかれている以上のような状況に対しては、アカデミックの世界でも、政策や実践の現場からも、2000年代後半以降、多かれ少なかれその問題点とともに課題が指摘されてきた。ただし当初は、時間の経過とともに制度が成熟していくと、その問題が解決あるいは改善されていくという考えが支配的であった。そのため、課題に関しても短期的あるいは時限的なものが多かった。

しかしながら、前節でみてきたように、不安定就労の状況が深刻化し拡大していくなか、制度の成熟を期待することができないという見解が多くなっている。とくに保険制度における保険料納付者の縮小や納付期間の短縮などのため、社会保険を中心とする社会保障制度が機能できなくなっていることが問題である。そこで大々的な改革が求められ、実際この数年間さまざまな改革が試みられてきた。

さまざまな改革といっても、多数の方向性があるわけではなく、社会保障制度の基本的な仕組みからすると、大きくわけて2つの方向性がありうる。すなわち、保険制度にメスを入れるか、扶助制度にメスを入れるかである。

まず、保険制度の改革に関しては、数年前から零細中小企業や非正規職の労働者など不安定就労におかれている人々に保険料支援や減額を行なってきている。その代表的なものが、従業員を雇っている自営業者に対して保険料の40~60%を支援する「ドゥルヌリ社会保険」という制度である。同制度は、2012年にスタートし、その後徐々に対象者や支援水準を拡大している。保険制度を守りながら、国庫負担の投入によって、加入や納付インセンティブを引き上げようとする制度であるが、実際には、同制度を利用しても、社会保険の新規加入による負担が大きいこと、そして、同制度の申請によって所得が把握され税負担が大きくなってしまいうことで、零細自営業者においてむしろその回避現象がみられている。そのため政策効果はほとんどないといわれる(イ・ビョンヒほか 2016; キム・ヨンスン 2017)。

じつは「ドゥルヌリ社会保険」のような保険制度を守るための改革は、それ単独では不十分で、労働市場の安定化のような規制強化の改革を併行しなければならない。不安定な就労の深刻化と拡大の状況をそのままにした状況では、安定的な雇用とそれによる持続的な保険料納付を前提とした保険制度の安定的な運営は難しいのである。しかし近年の韓国の状況をみると、

経済のグローバル化や脱工業化のなかで、規制強化どころか、むしろ国際競争力のための労働市場の柔軟化など規制緩和を求める意見が強い。このような状況のなかで、上記の保険料支援のようなかたちで保険制度を守ろうとしても、その限界は明白であるといわざるをえない。

そうすると、次に扶助制度の改革が現実的には有力な改革案となる。この点については、明示的ではないにしろ、政府も認識しており、そのため、保険料を財源とする保険制度と異なり、税を財源とする扶助制度の改革がより積極的に行われている。

これまで国民基礎生活保障における扶養義務者基準の緩和やボーダーライン層対策の推進など、その対象者を拡大するためのさまざまな改革が行われてきたが、何より、注目すべき改革は、2015年に従来の「総合給付」という給付方式が「個別給付」へと変更されたことである。韓国の国民基礎生活保障には7つの給付（生活扶助、住宅扶助、医療扶助、教育扶助、出産扶助、葬祭扶助、生業扶助）があり、従来は、いずれの給付も、最低生活費以下の者のみを対象とし、給付方式についても生活扶助を基本に、必要に応じて他の給付を併給する、いわゆる「総合給付」となっていた。しかし2015年から、給付ごとに対象者選定基準を設定し個別に給付を行う「個別給付」という方式へと変更された。この「総合給付」から「個別給付」への変更は、国民基礎生活保障の制度内での改革とはいえ、多様な扶助制度への分化の可能性を秘めており、その意味において扶助制度の拡大として捉えることができる。

実際、扶助制度の拡大は、2000年代後半から徐々に試みられてきた。たとえば、2008年には、保険制度としての国民年金を補完することを目的として、税方式の扶助制度として基礎年金が導入された。当初は、国民年金の成熟につれ基礎年金の役割は縮小されるという考え方が強かったが、2018年現在の時点でみると、高齢者の生活における基礎年金の役割はますます大きくなっている。また2008年の介護保険の導入以来、その保険制度がカバーできない人々のために、中央および地方政府が税を財源としたさまざまな介護サービスを提供するようになっている。さらに2000年代後半以降、急速な少子化を背景として、子育て支援とかかわる現金給付や現物給付が増えてきており、2018年には、それとの関連で児童手当が導入されるなど、新しい扶助制度の導入が積極的に行われている。これは、保険制度の限界を反映するものにちがいない。「OECD 諸国のうち、雇用がもっとも不安定な韓国において、貢献原則にもとづく保険制度は、ほとんどの人々のニーズに対応することができない」（ユン・ホンシク 2016：1018）という認識のもとで、税を財源として扶助制度の導入が積極的に求められているのである。

## （2）新たな選別主義の可能性

以上、韓国の社会保障制度が、不安定就労の深刻化と拡大のなかで行き詰っていることを明らかにし、その行き詰まりを乗り越えるためにさまざまな制度改革が試みられている状況を確認した。とくに、不安定就労の深刻化と拡大のなかで保険制度の安定的な運用ができず、その代わり扶助制度の拡大が求められていることが重要である。

ところで、以上のような韓国の状況、とくに扶助制度の拡大が求められている状況は、社会保障制度の今後の展望を考えるさいの重要な論点を提示している。本稿の最後にここでは、そ



の論点をまとめながら今後の課題を考えてみたい。

その重要な論点というのは「普遍主義 vs. 選別主義」である。扶助制度は、多くの場合、資力調査（所得調査や資産調査）を随伴しており、その意味で、保険制度と比べて選別主義的な性格が強い。実際、韓国の場合、国民基礎生活保障をみると、扶養義務者基準の緩和などを通じて対象者の拡大を試みてきたとはいえ、その選別主義的な性格が弱くなることはない。新しく導入された基礎年金や児童手当に関しても、すべての高齢者や子どもに給付すべきという主張もあったが、実際には、財政的制約などが問題となり、所得制限を入れて選別主義的に行われている。このような扶助制度の拡大がみられていることは、韓国の社会保障制度において、普遍主義的な性格は弱くなり、選別主義的な性格が強くなっていくことを意味する。

ただしそこで、選別主義といっても、その中身が、従来の「普遍主義 vs. 選別主義」という対立構図のなかにみられた選別主義とはやや異なる性格をもつことに注意しなければならない。すなわち、従来のように貧困層に給付対象を限定する選別主義ではなく、中間層を含めた選別主義、逆にいうと、富裕層を給付の対象から排除するかたちでの選別主義である。これを、選別主義とするよりは、「準普遍主義」と捉えるのが妥当かもしれない。

上記の基礎年金と児童手当がその準普遍主義的な制度の代表例である。2007年に導入された基礎年金は、所得を基準として下から70%の高齢者に給付を行っている。今年から導入された児童手当も、当初は「全ての子どもに児童手当を！」という声も強かったが、制度導入の段階で、富裕層の家庭の子どもに給付することが世間的にあるいは政治的に認められず、結局は、所得上位10%を除外するかたちでの制度導入となった。それ以外にも、中央および地方政府が提供しているさまざまな介護サービスにも似たような状況がみられており、さらにいえば、近年活発に議論されている国民基礎生活保障における扶養義務者基準の廃止においても、所得制限を入れた準普遍主義的な基準が設けられることとなっている。

新しい扶助制度を導入するさいに、給付対象者を選別することに行政コストがかかることを政府関係者が説明しても、富裕層に給付することに対する世間的な反発が強く、最終的には、富裕層には給付しないというのが世間的にあるいは政治的に受け入れやすい。その結果、行政コストは高くても、政治コストが低いため、富裕層を対象から除外する準普遍主義的な制度が導入されているのである。

多くの先進諸国では、従来、普遍主義的に行われてきた制度に対して、突然、所得制限を入れることは難しい。制度の経過年数が長く、その分、制度をめぐる利害関係が複雑になっているからである。しかしながら、韓国のように新しい制度を導入する場合は、所得制限の導入が相対的に容易であるといえる。

興味深いのは、以上のような状況が韓国にかぎっていることではないということである。近年、アジアの多くの国・地域をみると、急速な高齢化のなかで、厚い中間層が大量で高齢化していくことへの対応が重要な政策課題となっている。そこで税による年金あるいは老齢手当また介護サービスなどさまざまな制度の導入が試みられているが、そのさい、以上の韓国の状況と同様に、財政的あるいは政治的制約を考慮して、富裕層を除外した中間層までをカバーする

制度が考えられている状況がしばしばみられている。このような状況をみると、韓国で行われている準普遍主義的な制度導入が、その政策効果はともあれ、韓国を含むアジアの国・地域で導入しうるひとつの福祉戦略になることも考えられるのではないか。

この点を念頭におきながら、韓国や他のアジア諸国・地域における社会保障制度の整備と改革の状況をみていくことを今後の課題として指摘し、ここでひとまず論を閉じることにしたい。

## 参考文献

- 金成垣 (2008) 『後発福祉国家論』 東京大学出版会。
- 金成垣 (2012) 「韓国の国民基礎生活保障制度」 埋橋孝文編 『生活保護』 ミネルヴァ書房。
- 武川正吾・金淵明編 (2005) 『韓国の福祉国家・日本の福祉国家』 東信堂。
- 田多英範 (1994) 『現代日本社会保障論』 光生館。
- 国民年金公団 (2015) 『2015 年国民年金統計年報』 国民年金公団。
- 雇用労働部 (2014) 『社会保険における死角地帯の実態分析および中長期事業改編方案』 雇用労働部。
- キム・ヨンスン (2017) 「ベーシックインカム浮上の社会経済的背景と意味」 『福祉動向』 第 221 号。
- ナム・ユンヒョン (2016) 『小商工人の回転ドア商業の実態と解法の手がかり』 中小企業研究院。
- 大統領直属政策企画委員会・関係部署合同 (2018) 『文在寅政府の「包容国家」のビジョンを戦略』 大統領直属政策企画委員会・関係部署合同
- ソ・ジョンヒ／ベ・クスンホ (2014) 「社会保険の法的死角地帯」 『労働政策研究』 14 (3)。
- ユ・ギョンジュン (2012) 『社会保険の死角地帯の現況と課題』 韓国開発研究院。
- ウォン・ヨンヒ (2017) 『生存不安時代、4 時産業革命と基本所得』 ノワナメディア。
- ユン・ジョンヒャン (2013) 『KLSI イシューペーパー デウルヌリ事業は社会保険の死角地帯を解消できるのか』 韓国労働社会研究所。
- ユン・ホンシク (2016) 「基本所得、福祉国家の代案になりうるのか？」 (2016 社会政策連合同学術大会発表資料)。
- イ・ビョンヒほか (2011) 『社会保険の死角地帯の解消方案』 韓国労働研究院。
- イ・ビョンヒほか (2016) 『自営業者問題と社会的保護』 韓国労働研究院。
- イ・スンユン／イ・ジョンア／ベク・スンホ (2016) 「韓国における不安定な若年層の労働市場と青年ベーシックインカムの政策案」 『批判社会政策』 第 52 号。
- チ・ウンジョンほか (2015) 『高齢者の就労および社会活動支援事業の改編方向研究』 韓国老人人力開発院。

本稿は『東亜』 No.617 (2018 年 11 月号) に掲載された論文である。